

下級裁判所裁判官指名諮問委員会（第69回）議事要旨

（下級裁判所裁判官指名諮問委員会庶務）

1 日時

平成27年7月3日（金）13：25～16：35

2 場所

最高裁判所公平審理室

3 出席者

（委員）伊藤眞，稲川龍也，岩井重一，大竹たかし，北村節子，田中成明（委員長），中田裕康，平木典子，明賀英樹，村瀬均（敬称略）

（庶務）中村総務局長，門田審議官，大須賀総務局第一課長

（説明者）堀田人事局長，板津人事局任用課長

4 議題

（1）協議

- ・平成27年下半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者について
- ・平成27年8月期の出向からの復帰候補者について
- ・平成27年10月期の弁護士任官候補者について

（2）次回の予定について

5 議事

（1）新任委員の紹介

新任委員として北村委員が紹介された。

（2）委員長代理の指名

委員長から，委員長代理として伊藤委員が指名された。

（3）協議

庶務から、前回の委員会以後の経過として、平成27年4月の出向からの復帰候補者についての答申を最高裁判所に報告したこと並びにその候補者、平成27年7月の出向からの復帰候補者及び平成27年上半期の判事の再任候補者についての最高裁判所における審議結果が報告された。

また、最高裁判所から、平成27年8月期の出向からの復帰候補者について、その指名の適否について諮問を受けたことが報告された。

- ・ 平成27年下半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者について

庶務から、平成27年下半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者110人のうち、3人が出向したことにより、今回の審議対象から外れたことが報告された。また、2月20日の当委員会の結果を受け、各地域委員会に対し、指名候補者について情報収集を行い、その結果を取りまとめて送付するように依頼したこと、各地域委員会では、当委員会からの依頼に基づき、情報収集及びその取りまとめが行われ、その結果が送付されたことが報告された。さらに、報告された情報が大部になったことから、予定どおり6月24日に作業部会が開催され、重点審議者として追加すべき者の有無についての検討及び2月の委員会において重点審議者とされた者についての検討が行われたことも併せて報告された。このほか、地域委員会における情報収集に関し、地域委員会から送付された情報の中には、依然として、弁護士会を經由して地域委員会に提供された情報が多く含まれていること、各地域委員会では、段階評価式アンケート方式のものは送付しないものの、弁護士会経由の情報であっても、具体的事実が指摘され、情報提供者の氏名が明示されているものについては、情報の適格性の最終判断を当委員会に委ねることとして、これを当委員会に送付していることから、作業部会でも、弁護士会経由の情報の適格性については委員会において個別に判断されるという前提で、これを一律に排除することなく、検討資料に含めて作業を行っていることが説明された。

庶務からの報告を受けて、弁護士からの情報については、今後とも、弁護士会

経由ではなく、地域委員会に直接提供されるよう、弁護士会に対して働き掛けていく必要があるが、本日の委員会においても、作業部会での取扱いと同様に、弁護士会経由の各情報については、一律に排除することなく、個別にその適格性を判断することとして審議を行うこととされた。

作業部会長である伊藤委員から、作業部会において、2月の委員会で重点審議者とされた者に追加して重点審議者とすべき者を検討した結果について報告され、審議の結果、重点審議者を追加することとされた。

続いて、作業部会長である伊藤委員から、作業部会の検討結果について報告がされ、その結果及び作業部会の検討を受けて提供された資料をも踏まえて、指名候補者107人について、判事に任命されるべき者として指名することの適否について審議され、審議の結果、いずれの者についても指名することが適当であると最高裁判所に答申することとされた。

・ 平成27年8月期の出向からの復帰候補者について

裁判官から出向している指名候補者1人について、候補者の略歴、出向先から得た候補者の執務状況等に基づき、判事に任命されるべき者として指名することの適否について審議され、審議の結果、指名することが適当であると最高裁判所に答申することとされた。

・ 平成27年10月期の弁護士任官候補者について

庶務から、2月20日の当委員会の結果を受け、関係する地域委員会に情報収集の依頼をしたこと、当該地域委員会では、当委員会での依頼に基づき情報収集及びその取りまとめが行われ、その結果が送付されたことが報告された。

作業部会における検討結果を踏まえ、指名候補者1人について、地域委員会が収集した情報及び最高裁判所から提供された資料に基づき、判事に任命されるべき者として指名することの適否について審議され、審議の結果、指名することは適当でないと最高裁判所に答申することとされた。

(4) 次回の予定について

次回の委員会は、9月3日(木)午後1時30分から開催され、平成28年上

半期の判事補から判事への任命候補者，判事の再任候補者について審議することとなった。

以 上